

板橋区家庭相談員実施要綱

昭和 40 年 4 月 1 日区長決定	平成 9 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 年 4 月 1 日一部改正	平成 10 年 7 月 1 日改正
平成 6 年 4 月 1 日一部改正	平成 24 年 1 月 1 日一部改正
平成 8 年 8 月 8 日一部改正	令和 6 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭の諸問題にかかる区民の相談に対し、専門的な立場から適切な助言及び支援を行うことにより、区民福祉の増進を図ることを目的とする。

(家庭相談員の設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、板橋区に家庭相談員（以下「相談員」という。）を置き、板橋福祉課、赤塚福祉課及び志村福祉課に配置する。

(相談員の任用等)

第 3 条 相談員の任用、服務等については、区長が別に定める。

(相談事項)

第 4 条 相談員が相談及び助言指導する事項は、家庭生活における諸問題の調整その他一身上の問題とする。

2 相談等を行なう場合には、板橋区福祉総合システムに記録されている情報を、相談等の内容に限り、端末を使用し利用するものとする。

(対象)

第 5 条 相談は区民を対象とする。

(相談の日時)

第 6 条 相談日は毎週月曜日、水曜日及び金曜日とする。ただし、その日が東京都板橋区の休日を定める条例（平成元年板橋区条例第 1 号）で定める休日にあたるときは、相談を行わない日とする。

2 前項の相談日における相談時間は、午後 1 時から午後 5 時までとする。

(関係機関との協力)

第7条 この要綱による家庭相談の実施にあたっては、関係諸機関の実施する生活相談、
身上相談との調整を図り、かつ、公的保護の実施機関と常に密接な連絡を保ち、効率的
かつ適正な相談に努めなければならない。

(実施時期)

第8条 この相談は、昭和40年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成8年8月8日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、平成10年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。